

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

現行	改正後	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条—第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条—第44条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2—第44条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条—第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条—第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第1節 基本方針（第5条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第6条—第8条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第9条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第10条—第44条）</p> <p>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2—第44条の4）</p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）</p> <p>第3章 療養介護</p> <p>第1節 基本方針（第50条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第53条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第54条—第78条）</p> <p>第4章 生活介護</p> <p>第1節 基本方針（第79条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第80条—第82条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第83条）</p>	

第4節 運営に関する基準（第84条—第95条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2—第95条の5）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）

第5章 短期入所

第1節 基本方針（第99条）

第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）

第3節 設備に関する基準（第102条）

第4節 運営に関する基準（第103条—第110条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2—第110条の4）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針（第113条）

第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）

第3節 設備に関する基準（第116条）

第4節 運営に関する基準（第117条—第123条）

第7章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針（第124条）

第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）

第3節 設備に関する基準（第127条）

第4節 運営に関する基準（第84条—第95条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2—第95条の5）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）

第5章 短期入所

第1節 基本方針（第99条）

第2節 人員に関する基準（第100条・第101条）

第3節 設備に関する基準（第102条）

第4節 運営に関する基準（第103条—第110条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2—第110条の4）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第111条・第112条）

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針（第113条）

第2節 人員に関する基準（第114条・第115条）

第3節 設備に関する基準（第116条）

第4節 運営に関する基準（第117条—第123条）

第7章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針（第124条）

第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）

第3節 設備に関する基準（第127条）

- 第4節 運営に関する基準（第128条—第131条）
- 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第131条の2—第131条の4）
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第132条—第133条）
- 第8章 自立訓練（生活訓練）
 - 第1節 基本方針（第134条）
 - 第2節 人員に関する基準（第135条・第136条）
 - 第3節 設備に関する基準（第137条）
 - 第4節 運営に関する基準（第138条—第141条）
 - 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第141条の2—第141条の4）
 - 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第142条—第143条）
- 第9章 就労移行支援
 - 第1節 基本方針（第144条）
 - 第2節 人員に関する基準（第145条—第147条）
 - 第3節 設備に関する基準（第148条・第149条）
 - 第4節 運営に関する基準（第149条の2—第154条）
- 第10章 就労継続支援A型
 - 第1節 基本方針（第155条）
 - 第2節 人員に関する基準（第156条・第157条）
 - 第3節 設備に関する基準（第158条）

- 第4節 運営に関する基準（第128条—第131条）
- 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第131条の2—第131条の4）
- 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第132条—第133条）
- 第8章 自立訓練（生活訓練）
 - 第1節 基本方針（第134条）
 - 第2節 人員に関する基準（第135条・第136条）
 - 第3節 設備に関する基準（第137条）
 - 第4節 運営に関する基準（第138条—第141条）
 - 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第141条の2—第141条の4）
 - 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第142条—第143条）
- 第9章 就労移行支援
 - 第1節 基本方針（第144条）
 - 第2節 人員に関する基準（第145条—第147条）
 - 第3節 設備に関する基準（第148条・第149条）
 - 第4節 運営に関する基準（第149条の2—第154条）
- 第10章 就労継続支援A型
 - 第1節 基本方針（第155条）
 - 第2節 人員に関する基準（第156条・第157条）
 - 第3節 設備に関する基準（第158条）

第4節 運営に関する基準 (第159条—第167条)
第11章 就労継続支援B型
第1節 基本方針 (第168条)
第2節 人員に関する基準 (第169条)
第3節 設備に関する基準 (第170条)
第4節 運営に関する基準 (第171条・第172条)
第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第173条—第176条)
第12章 就労定着支援
第1節 基本方針 (第176条の2)
第2節 人員に関する基準 (第176条の3・第176条の4)
第3節 設備に関する基準 (第176条の5)
第4節 運営に関する基準 (第176条の6—第176条の12)
第13章 自立生活援助
第1節 基本方針 (第176条の13)
第2節 人員に関する基準 (第176条の14・第176条の15)
第3節 設備に関する基準 (第176条の16)
第4節 運営に関する基準 (第176条の17—第176条の20)
第14章 共同生活援助
第1節 基本方針 (第177条)
第2節 人員に関する基準 (第178条・第179条)
第3節 設備に関する基準 (第180条)
第4節 運営に関する基準 (第181条—第193条)

第4節 運営に関する基準 (第159条—第167条)
第11章 就労継続支援B型
第1節 基本方針 (第168条)
第2節 人員に関する基準 (第169条)
第3節 設備に関する基準 (第170条)
第4節 運営に関する基準 (第171条・第172条)
第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第173条—第176条)
第12章 就労定着支援
第1節 基本方針 (第176条の2)
第2節 人員に関する基準 (第176条の3・第176条の4)
第3節 設備に関する基準 (第176条の5)
第4節 運営に関する基準 (第176条の6—第176条の12)
第13章 自立生活援助
第1節 基本方針 (第176条の13)
第2節 人員に関する基準 (第176条の14・第176条の15)
第3節 設備に関する基準 (第176条の16)
第4節 運営に関する基準 (第176条の17—第176条の20)
第14章 共同生活援助
第1節 基本方針 (第177条)
第2節 人員に関する基準 (第178条・第179条)
第3節 設備に関する基準 (第180条)
第4節 運営に関する基準 (第181条—第193条)

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第193条の2・第193条の3）

第2款 人員に関する基準（第193条の4・第193条の5）

第3款 設備に関する基準（第193条の6）

第4款 運営に関する基準（第193条の7—第193条の11）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第193条の12・第193条の13）

第2款 人員に関する基準（第193条の14・第193条の15）

第3款 設備に関する基準（第193条の16）

第4款 運営に関する基準（第193条の17—第193条の22）

第15章 多機能型に関する特例（第194条・第195条）

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第196条—第200条）

（新設）

（新設）

附則

（新設）

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第193条の2・第193条の3）

第2款 人員に関する基準（第193条の4・第193条の5）

第3款 設備に関する基準（第193条の6）

第4款 運営に関する基準（第193条の7—第193条の11）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第193条の12・第193条の13）

第2款 人員に関する基準（第193条の14・第193条の15）

第3款 設備に関する基準（第193条の16）

第4款 運営に関する基準（第193条の17—第193条の22）

第15章 多機能型に関する特例（第194条・第195条）

（削る）

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第196条—第200条）

第17章 雑則（第201条）

附則

第17章 雑則

（電磁的記録等）

第201条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、

保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第131条、第131条の4、第141条、第141条の4、第154条、第167条、第172条、第176条、第176条の12、第176条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第141条、第141条の4、第154条、第167条、第172条、第176条、第176条の12、第176条の20、第193条、第193条の11、第193条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第182条第1項（第193条の11及び第193条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うこ

とが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。